

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例及び佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月27日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第42号

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例及び佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

(佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例（平成20年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 <u>ほ乳類</u>、鳥類及び<u>は虫類</u>に属する動物をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(多頭飼養者の遵守事項)</p> <p>第5条 犬又は<u>ねこの</u>飼い主（法第10条第1項の規定による登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）その他規則で定める者を除く。）であって、その飼養施設の所在地において飼養する犬又は<u>ねこ</u>（犬又は<u>ねこの</u>いずれも生後90日以内のものを除く。次条第1項第3号において同じ。）の数若しくはこれらの数を合算した数（以下「飼養数」という。）が6以上となる者（以下「多頭飼養者」という。）は、周辺の地域の住民から犬又は<u>ねこ</u>の飼養状況等について説明を求められた場合には、当該飼養状況等について説明するよう努めなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 <u>哺乳類</u>、鳥類及び<u>爬虫類</u>に属する動物をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 第一種動物取扱業者 法第10条第1項の登録を受けた者をいう。</p> <p>(6) 第二種動物取扱業者 法第24条の2の規定による届出をした者をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(多頭飼養者の遵守事項)</p> <p>第5条 犬又は<u>猫</u>の飼い主（第一種動物取扱業者その他規則で定める者を除く。）であって、その飼養施設の所在地において飼養する犬又は<u>猫</u>（犬又は<u>猫</u>のいずれも生後90日以内のものを除く。次条第1項第3号において同じ。）の数若しくはこれらの数を合算した数（以下「飼養数」という。）が6以上となる者（以下「多頭飼養者」という。）は、周辺の地域の住民から犬又は<u>猫</u>の飼養状況等について説明を求められた場合には、当該飼養状況等について説明するよう努めなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(多頭飼養の届出)</p> <p>第6条 多頭飼養者は、飼養数が6以上となった日から30日以内に、その飼養数が6以上となった飼養施設の所在地ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 犬及び<u>ねこの</u>数 (4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(多頭飼養者に対する助言又は指導)</p> <p>第8条 知事は、多頭飼養者の飼養する犬及び<u>ねこの</u>健康と安全を保持し、又は周辺の生活衛生環境の保全を図るために必要な限度において、当該多頭飼養者に対し、当該犬及び<u>ねこの</u>飼養施設の構造及び飼養の方法に関し助言又は指導をすることができる。</p> <p>(飼養施設の設置)</p> <p>第12条 動物取扱業者は、新たな所在地に飼養施設を設置するときは、動物を飼養し、又は保管する周辺の生活環境に配慮するとともに、その周辺の地域の住民に対し、動物の飼養方法等の説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>(犬及び<u>ねこの</u>の引取り)</p> <p>第13条 知事は、法<u>第35条第1項</u>の規定により所有者から犬又は<u>ねこの</u>の引取りを求められた場合には、当該所有者に対し、当該犬又は<u>ねこの</u>の飼養の継続又は第三者への譲渡について助言をすることができる。</p> <p>(公示及び処分)</p> <p>第14条 知事は、法<u>第35条第2項</u>において準用する<u>同条第1項</u>の規</p>	<p>(多頭飼養の届出)</p> <p>第6条 多頭飼養者 <u>(第二種動物取扱業者を除く。)</u> は、飼養数が6以上となった日から30日以内に、その飼養数が6以上となった飼養施設の所在地ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 犬及び<u>猫</u>の数 (4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(多頭飼養者に対する助言又は指導)</p> <p>第8条 知事は、多頭飼養者 <u>(第二種動物取扱業者を除く。)</u> の飼養する犬及び<u>猫</u>の健康と安全を保持し、又は周辺の生活衛生環境の保全を図るために必要な限度において、当該多頭飼養者に対し、当該犬及び<u>猫</u>の飼養施設の構造及び飼養の方法に関し助言又は指導をすることができる。</p> <p>(飼養施設の設置)</p> <p>第12条 第一種動物取扱業者は、新たな所在地に飼養施設を設置するときは、動物を飼養し、又は保管する周辺の生活環境に配慮するとともに、その周辺の地域の住民に対し、動物の飼養方法等の説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>(犬及び<u>猫</u>の引取り)</p> <p>第13条 知事は、法<u>第35条第1項本文</u>の規定により所有者から犬又は<u>猫</u>の引取りを求められた場合には、当該所有者に対し、当該犬又は<u>猫</u>の飼養の継続又は第三者への譲渡について助言をすることができる。</p> <p>(公示及び処分)</p> <p>第14条 知事は、法<u>第35条第3項</u>において準用する<u>同条第1項本文</u></p>

改正前	改正後
<p>定により犬若しくは<u>ねこ</u>を引き取ったとき、又は法第36条第2項の規定により犬、<u>ねこ</u>等の動物を収容したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。</p> <p>2 略 (動物の譲渡等)</p> <p>第15条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくは<u>ねこ</u>又は前条第2項の規定により処分することができることとなつた動物を、飼養を希望する者であつて、適正に飼養し、又は保管することができると認められるものに譲渡することができる。</p> <p>2 略 (勧告及び命令)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、不適正な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれていると認めるときは、当該動物の飼い主（<u>動物取扱業者</u>を除く。）に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3～5 略</p>	<p>の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は法第36条第2項の規定により犬、猫等の動物を収容したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。</p> <p>2 略 (動物の譲渡等)</p> <p>第15条 知事は、法第35条第1項本文の規定により引き取った犬若しくは<u>猫</u>又は前条第2項の規定により処分することができることとなつた動物を、飼養を希望する者であつて、適正に飼養し、又は保管することができると認められるものに譲渡することができる。</p> <p>2 略 (勧告及び命令)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、不適正な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれていると認めるときは、当該動物の飼い主（<u>第一種動物取扱業者</u>及び<u>第二種動物取扱業者</u>を除く。）に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3～5 略</p>

（佐賀県手数料条例の一部改正）

第2条 佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																								
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">納付義務者</th> <th colspan="2">手数料</th> <th rowspan="2">納付時期</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～246 略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	納付義務者	手数料		納付時期	名称	額	1～246 略					<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">納付義務者</th> <th colspan="2">手数料</th> <th rowspan="2">納付時期</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～246 略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	納付義務者	手数料		納付時期	名称	額	1～246 略				
事務			納付義務者	手数料		納付時期																			
	名称	額																							
1～246 略																									
事務	納付義務者	手数料		納付時期																					
		名称	額																						
1～246 略																									

改正前					改正後				
247 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査	動物取扱業の登録を申請する者	動物取扱業登録申請手数料	15,000円	登録申請のとき	247 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	第一種動物取扱業の登録を申請する者	第一種動物取扱業登録申請手数料	15,000円	登録申請のとき
248 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	動物取扱業の登録の更新を申請する者	動物取扱業登録更新申請手数料	15,000円	更新申請のとき	248 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	第一種動物取扱業の登録の更新を申請する者	第一種動物取扱業登録更新申請手数料	15,000円	更新申請のとき
248の2～249の2 略					248の2～249の2 略				
249の2の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定	犬又はねこの引取りを求める者	犬ねこ引取り申請手数料	(1) 知事指定場所での引取り 次に掲げる生後日数の区分に応じ、それぞれ次に定める金	引取り申請のとき	249の2の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項本文に	犬又は猫の引取りを求める者	犬猫引取り申請手数料	(1) 知事指定場所での引取り 次に掲げる生後日数の区分に応じ、それぞれ次に定める金	引取り申請のとき

改正前					改正後				
する犬又はねこの引取り			額 ア 略 イ 生後日数90日 以下 犬10頭まで又はねこ10頭 までごとに2,000円 (2) 知事指定場所 以外での引取り 次に掲げる生後日 数の区分に応じ、 それぞれ次に定め る金額 ア 略 イ 生後日数90日 以下 犬10頭まで又はねこ10頭 までごとに4,000円		規定する犬又 は猫の引取り			額 ア 略 イ 生後日数90日 以下 犬10頭まで又は猫10頭 までごとに2,000円 (2) 知事指定場所 以外での引取り 次に掲げる生後日 数の区分に応じ、 それぞれ次に定め る金額 ア 略 イ 生後日数90日 以下 犬10頭まで又は猫10頭 までごとに4,000円	
249の3 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第2条第6項の規定に基づく者	動物取扱業の登録証の再交付を受けようとする者	動物取扱業登録証再交付手数料	2,500円	再交付申請のとき	249の3 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第2条第6項の規定に基づく者	第一種動物取扱業の登録証の再交付を受けようとする者	第一種動物取扱業登録証再交付手数料	2,500円	再交付申請のとき

改正前					改正後				
く動物取扱業 の登録証の再 交付					く第一種動物 取扱業の登録 証の再交付	者			
249の4～494 略					249の4～494 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。